

「就学受け入れ拒否」の責任を問われるのはどの機関？

先日、報道記事「児童自立支援15施設、学校教育行われず」が目にとまった。

児童自立支援施設は、非行を繰り返したり、虐待被害を受けた子どもが家庭裁判所や児童相談所の措置で入所して更正・自立の指導を受けており、全国に58ヶ所（国立2、公立54、私立2）ある。

児童自立支援施設長は入所児童を就学させる義務が課せられている（1998年の改正児童福祉法）が、15ヶ所では学校教育が実施されておらず、実施されていない理由として、施設内に分校などに配置する教員の確保や経費負担を巡り、都道府県と施設のある自治体などの間で調整が難航しているためとか。

ある県教委の担当者は「施設には府県全域から児童が集まるのに、『施設がある自治体だけが負担するのはおかしい』という意見がある」と話したといい、そこで、児童自立支援施設協議会が施設を所管する厚労省に改善を求める要望書を提出するという報道記事であった。

憲法で保障されている子どもの教育を受ける権利が、県の財政事情や教委の担当者の教育観で左右されることがあっていいのだろうか。

また、児童自立支援施設の子どもの非行歴があることから地域の学校に通うのは難しく施設内に分教室を設置する必要から県の財政から無理というのであれば、訪問教育という方策もあるはず。

この報道記事によると、児童自立支援施設協議会要望に対して厚労省は「自治体が判断すべきことだが、法改正から既に10年以上が過ぎており、改善が好ましい」と云ってるようだが、「義務教育」は地方分権の対象にすべきでなく、国はその実施に責務を負うべきと思うのだが…。

就学させる義務のある親が子どもを就学させないと親はネグレクト「虐待」として逮捕されることもある（HP「雑学BN」のマスコミ等コメント関係（Ⅱ）、2005.12.06.「記事：『母が娘を18年“軟禁”義務教育受けさせず』を目にして」：参照）のだから、協議会が厚労省への要望書提出だけではなく、就学させる義務のある各施設長が就学受け入れを拒否する15ヶ所のあるその各自治体の教委を告発して司法に法的判断を仰ぐのも一つの方策でないだろうか。